

UDC 621.326.72 : 629.4

C 7503

# JIS

## 鐵道用電球

© JIS C 7503-1990

(1996 確認)

(2001 確認)

(2006 確認)

平成 2 年 10 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

---

主務大臣：通商産業大臣 制定：昭和 27.10.23 改正：平成 2.10.1 確認：平成 8.2.1

官報公示：平成 8.2.1

原案作成協力者：社団法人 日本電球工業会

審議部会：日本工業標準調査会 電気部会（部会長 増田 閃一）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部情報電気規格課(☎100-8921 東京都千代田区霞が関 1 丁目3-1)へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

**JIS 規格ご利用者各位**

この規格票には、旧 JIS マーク表示制度による旧 JIS マーク(◎)が付されており、これは、旧制度に基づき JIS マーク表示の対象として指定された品目であることを示しておりましたが、平成20年10月1日からは新 JIS マーク表示制度となり、指定品目制度は廃止されております。

平成20年10月1日

(財) 日本規格協会

白 紙



## 鉄道用電球

C 7503-1990

(1996 確認)

Lamps for railway

- 1. 適用範囲** この規格は、鉄道車両用電球（以下、車両用電球という。）、鉄道信号用電球（以下、信号用電球という。）及び鉄道車両用シールドビーム電球（以下、シールドビーム電球という。）として用いる鉄道用電球（以下、電球という。）について規定する。

**備考** この規格の引用規格を、付表1に示す。

- 2. 用語の定義** この規格で用いる主な用語の定義は、JIS Z 8113によるほか次による。

- (1) **光軸** シールドビーム電球の等光度曲線における上下、左右の幾何学的中心と、前面レンズの中心とを結ぶ直線。
- (2) **電球軸** シールドビーム電球において、前面レンズの幾何学的中心を通り電球の据付面に垂直な直線。
- (3) **光軸の振れ角度** 電球軸と光軸とのずれを示す角度。

- 3. 種類** 種類は、形式で表し、付表2～4のとおりとする。

なお、形式は、次の各項によって表す。

1項 鉄道用電球を表す記号	2項 定格電圧を表す記号	3項 定格電力を表す記号	4項 口金・ガラス球の種類を表す記号
R : 車両用電球 S : 信号用電球 RS 又は : シールドビーム電球 CS	10 V 12 V 24 V 30 V 32 V 100 V 110 V 130 V	5 W, 150/50 W 10 W, 100/100 W 15 W, 150/100 W 20 W, 150/150 W 25 W, 200/150 W 28 W 30 W 35 W 40 W 45 W 60 W	G : G形ガラス球 P : P形口金

**備考** 形式は、原則として1～3項で表し、必要に応じて4項を加える。

#### 4. 性能

- 4.1 口金接着強さ** 口金接着強さは、9.2.3によって試験を行ったとき、表1のねじりモーメントに耐えなければならない。